

給三日後に同工場主池谷氏の出した質與金一封を支給して罷業せる職工十九名を解雇する事になり双方の上圓満解決した。

◎住友製鋼所下請

藤永田に呼應し大阪住友電線製造所、同鎌鋼所、同神鋼所の三工場職工が三角同盟を組織して會社に要求を提出せん。この計画は遂に不調に終り電線製造所の職工のみが賃額で要求案を提出し爭議中であつたが、一方島星町の鎌鋼所職工一千名は假金三角同盟が不調に終つたとして許認證入る能はず、殊に電線製造所が既に要求を提出したのであるから直ちに之に倣ふべく主張し、六月初寄合協議中の所、十五日午後三時半から同所長山下龜太郎氏が職工中代表組長約二百名を一堂に集め、電線製造所の職工は結束して會社に嘆願の形式で要求を提出したがアレは實に極度の辛極まる所爲であるから決して松懈してはならぬ、會社は職工が要求するまでもなく職工の待遇改善については不斷に考慮を致してゐるのだから若し職工中要求提出に就て聽く者があつたら諸君の手で有めるやう」と演説したので、之れを聞いた各職工は即ち會社側の高壓手段に憤慨し、結束の誓固を加へ、いよいよ十六日堺山内松田其他數名が實行委員となり左記嘆願書を提出する事に決した。

第一、團體交渉権確認願望書

一二、解雇手當

(一)一箇年未満は百二十日分(二)二箇年以上上五箇年未満は一箇月を増す毎に七日分の割合を以て加算する事(ハ)五箇年以上は無制限に一箇月を増す毎に六日分の割合を以て加算する事、外に歸國旅費として世帶者に五拾圓獨身者に參拾圓支給の事(但し年齢滿期者も是に準ず)

三、自己退職の場合は右の半額を支給する事

四、日給金壹圓參拾錢以下の者は金拾五錢を増給する事

五、今回の事件に對し犠牲者を出さざる事

六、来る六月十七日正午までに回答されたき事

希望條件

一、農業全廢、但し不得止場合は五割増の事
回答期の十七日は來た。而も會社の回答は要領を得ない。茲に於てか二十一日、嘆願書を要求書と書改め會社に提出すると共に、五百の職工は、事實上罷業を行ひ、爾來電線製造所に、示威行列に、演説に行商に、行動を共にした。會社は二十一日から四日間休業を宣し持久戰約、一週間の後、二十